

啓発カード配布のお願い

日ごろは、子どもの権利相談室の活動に対して、ご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

小・中・高、特別支援学校児童生徒のみなさんにカードを送付させていただきます。お手数ですが、配布をお願いします。

とよた子どもの権利相談室の愛称「こことよ」には、「子どもの心を豊かに」という意味が込められています。

豊田市の子どもたちに、子ども条例と子どもの権利相談室のことを少しでも知ってもらうために、リーフレット・カードを効果的に活用していただきたいと思います。どのような内容のものか、子ども達と一緒に読みいただければと思います。

《配布する際に伝えてほしいこと》

- ・一人で悩まず、抱え込まずに、誰かに相談してほしいこと
- ・保護者や先生方はもちろん、とよた子どもの権利相談室「こことよ」にも相談できること
- ・秘密は守られること

擁護委員と相談室は、先生方とは、子どもにとっての「最善の利益」をともに考え、実現していく信頼しあえるパートナーでありたいと考えています。もちろん、保護者の方々、地域のみなさん、そして、当事者である子ども達とも、よい関係づくりをしていきます。

子ども達のしあわせのために、お忙しいなか恐れ入りますが、ご協力をお願いします。

豊田市子どもの権利擁護委員

渡邊 佐知子

山谷 奈津子

米津 直希

年3回発行しているおたよりの名称も『こことよ』です。

先生方からの相談もどうぞ



キュウサイさん・キュウサイくん
とよた子どもの権利相談室
マスコットキャラクター



とよた子どもの権利相談室



子どもの権利 擁護委員だより

2025年6月



・2023年に施行されたこども基本法は、こどもの権利に関する包括的な法律です。子どもの権利条約の4原則が基本理念として明記され、国・地方公共団体はこどもの権利を基盤としたこども施策を計画・実施することになります。豊田市は他のこども施策に関する計画と一体的に「こども・若者計画」を 2025～2029 年度までの5か年計画として策定しました。ユニセフ日本型 CFCI 実践自治体に承認されたことにより、世界的な基準で自己評価しつつ「こどもにやさしいまちづくり」の実現に取り組んでいきます。「こどもの権利重点プロジェクト」では、こどもの意見表明・反映の仕組みを作ることになっています。「アドボカシー」という言葉をよく聞きますが、『意見を聴かれる子どもの権利』の保障はとても重要です。「ピアアドボカシー」(仲間)、「インフォーマルアドボカシー」(家族・市民)、「フォーマルアドボカシー」(専門職)、「独立アドボカシー」(意見表明支援員等)の4者が力を合わせて、子ども自身の「セルフアドボカシー」を支えていくことになります。表明する機会の保障だけでなく、意見の『表出』『形成』『表明』『実現(意見の尊重、フィードバック、実現できない理由の説明)』のすべての過程の支援が必要です。

・こことよでは、子どもから相談を受けると子どもの思いや考え・意見を聴き、「解決イメージ」を確認しながら、子どもが思うタイミングと方法で、学校などに伝えます。子どもに「どうなりたいか」を聴くと、「早く解決して平和に暮らしたい」「友だちと仲良く暮らせるクラスになるといい」「先生に自分と相手の言うことを聴いてもらいたい」など、思った以上にはっきり伝えてくれることが多いです。子どもに関わる皆様に子どもの気持ち・考えを伝えながら共通の子どもの最善の利益を見出し、変えていくための対話を大切にしていきたいと考えています。

代表擁護委員 渡邊 佐知子
(元名古屋中央児童相談所所長)



こことよでは、豊田市こども・若者政策課が行っている「権利学習プログラム」(以下、「権利学習」と言います)に参加し、小中学校の子どもたちや教職員の方に豊田市子ども条例や子どもの権利についてお話をしてきました。 2023年度からは、6年間で豊田市内の全小学校を回り、小学5年生に向けて擁護委員から対面での権利学習を行わせていただいています。 これまで権利学習を続けてきたことにより、子どもたちには、子どもの権利や豊田市子ども条例の存在やこことよの存在を知ってもらうことができてきたと思います。 しかし、大人は子どもの権利を知っているのだろうか？子どもの権利を大事にしているのだろうか？という疑問が湧き上がり、大人にも子どもの権利を知ってほしいと思うようになりました。 権利学習を受けた子どもたちからのアンケートにも、「子どもの権利について、もっと大人にも知ってほしい」という声が度々あがっていたことから、大人に対する権利学習がますます重要だと感じるようになりました。 そこで、2023年度より、保護者・地域向けに子どもの権利についての研修を行う事業がはじまり、擁護委員が研修を担当することになりました。研修を受けてくださった方のアンケートには、「子どもの権利について知らないことも多かったので、勉強になりました。」「自分自身を振り返るとともに、これから自分が何ができるか考え、行動をしていきたい。」などと書かれていて、大変好評をいただいています。大人に子どもの権利を知ってもらうことは極めて大切であり、むしろ必須のことだと思っています。こことよとしては、これからも積極的に大人に対する子どもの権利の啓発をやっていきたくと考えています。保護者の方やPTAの方向けにも子どもの権利についての講演や研修を行っていますので、ご興味がありそうな方に勧めていただき、こども・若者政策課までご連絡いただければと思います。

擁護委員 山谷 奈津子
(弁護士)



昨年 10 月から擁護委員を務めています。普段は大学で教職課程の教育をしています。ここ数年は、子どもの権利に関する授業を増やしています。自分自身の学習の必要性を感じているからですが、学生の人権感覚が気になっていることも理由のひとつです。「子どもの権利が大切なのはわかるが、甘くしたらなめられてしまい、言うことを聞かなくなるのでは」「昔、座ってられない子が学級にいて先生がかかりきりになり、学習が進まなかった。それでもその子の学習権が優先されるのか」、学生の感想にはこうしたニュアンスのことが書かれることもあります。

こうした意見を見て感じるのは、権利についての誤解と、権利行使の学習と訓練・経験の不十分さです。私自身の学生時代を振り返っても、権利を行使するとはどういうことなのかについて意識的に学んだ記憶はありません。とはいえこれは、「令和は子どもにも権利が認められるようになった」とか、生徒指導提要に書かれているから必要になったとかいう話ではありません。権利は生まれながらに持っているものです。もちろん、権利は主張によってはぶつかることもあります。この時に、お互いの権利を尊重しながらすり合わせるができるようになるための学習と訓練が必要であり、これまではそれが十分には行われていなかったのだと思います。

教職を目指す学生の多くに、目指す恩師の姿があります。そうした先生方の振る舞いを思い出してもらおうと、子どもの権利を尊重していたことに気付く学生が多くいます。また、多くの先生方がそうした教師でありたいと思っています。とはいえ、多忙が指摘される学校現場では難しい場面もあるかもしれません。お困りのことがあれば、一緒に考えていけたらと思います。

擁護委員 米津 直希
(南山大学教員)



「ユニセフ日本型 CFCI 実践自治体」に承認

1 子どもにやさしいまちづくり事業(CFCI)とは

- ・「子どもの権利条約」に明記されている、こどもの権利の実現に積極的に取り組むまち(実践自治体)を増やすため、ユニセフが1996年から世界各国で取り組んでいます。
- ・2024年12月時点で約40か国、3,000以上の自治体(又はコミュニティ)で展開されています。日本では、2025年1月に豊田市が全国で6番目、中部地方初の実践自治体に承認されました。

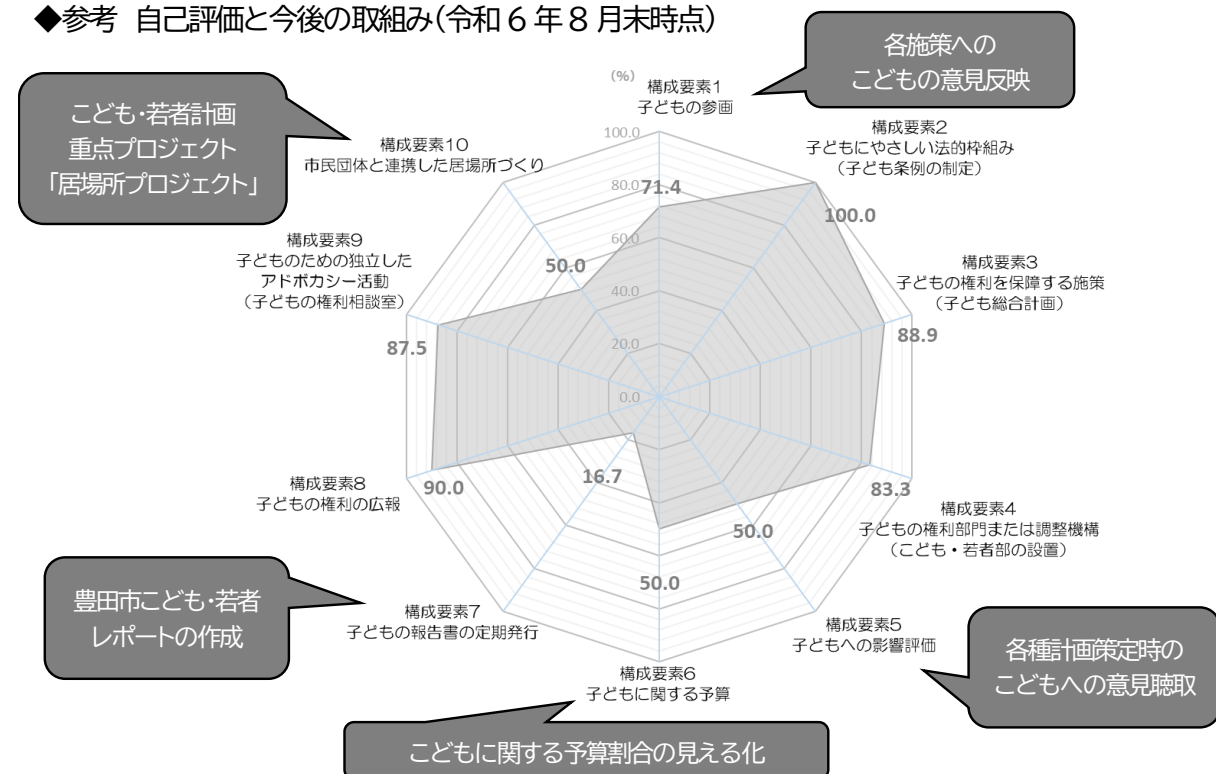
2 実践自治体は、何をするの？

- ・ユニセフの基準に基づき、子どもに関する取り組みについて、できている・できていないことを「見える化」。できていないことは特に力を入れて取り組み、できていることはさらに高い目標を立てて取り組んでいきます。
- ・子どもに関する分野は、財政、地域コミュニティ、就労、司法、教育、遊び、レクリエーション、スポーツ、交通機関、環境・健康、公衆衛生、都市計画、公共事業、防災など広範囲にわたっています。

3 チェックリスト(①～⑨はすべての自治体に共通、⑩は豊田市が独自に設定)

① 子どもの参画 自分たちに影響を及ぼす問題への、子どもたちの積極的参画を推進すること。意思決定プロセスで子どもたちの意見に耳を傾け、それを考慮に入れること	⑥子どもに関する予算 子どものための十分な資源配分と予算分析を確保すること
② 子どもにやさしい法的枠組み すべての子どもの人権を一貫して促進・保護する条例、規則の枠組み及び手続きを確保すること	⑦子どもの報告書の定期発行 子どもたち及び子どもの権利の状況に関する十分なモニタリングとデータ収集を確保すること
③ 子どもの権利を保障する施策 子どもにやさしいまちづくりのための詳細かつ包括的な戦略のない項目を、条約に基づいて策定すること	⑧子どもの権利の広報 大人及び子どもの間で子どもの人権に関する認識が定着するようにすること
④ 子どもの権利部門または調整機構 子どもの視点が優先的に考慮されるようにするための恒久的体制を自治体の中で発展させていくこと	⑨子どものための独立したアドボカシー活動 子どもの人権を促進するため、NPO等の支援、独立の人権機関<子どもオンブズマンや子どもコミッショナー>の設置を進めること
⑤ 子どもへの影響評価 条例・規則・政策・実務が子どもたちに与える影響を、事前に、実施中及び実施後に評価するためのプロセスを確保すること	⑩市民団体等と連携した居場所づくり

◆参考 自己評価と今後の取り組み(令和6年8月末時点)



ご意見、ご質問、ご相談をとよた子どもの権利相談室に是非お寄せください。



「豊田にここにこわくわくプラン」策定

1 豊田市子ども・若者計画とは 豊田こどもたちの提案で愛称を「豊田にここにこわくわくプラン」にしました

- ・子ども条例で定める「子ども総合計画」に位置付けられ、CFCIの取り組みと両輪で子どもにやさしいまちを実現します。
- ・計画期間は、2025年度～2029年度の5年間
- ・対象は、妊娠期を含めた0歳から概ね20歳代までの子ども・若者とその家庭。施策の内容により、30歳代までの若者も含みます。

2 重点プロジェクト「こどもの権利プロジェクト」

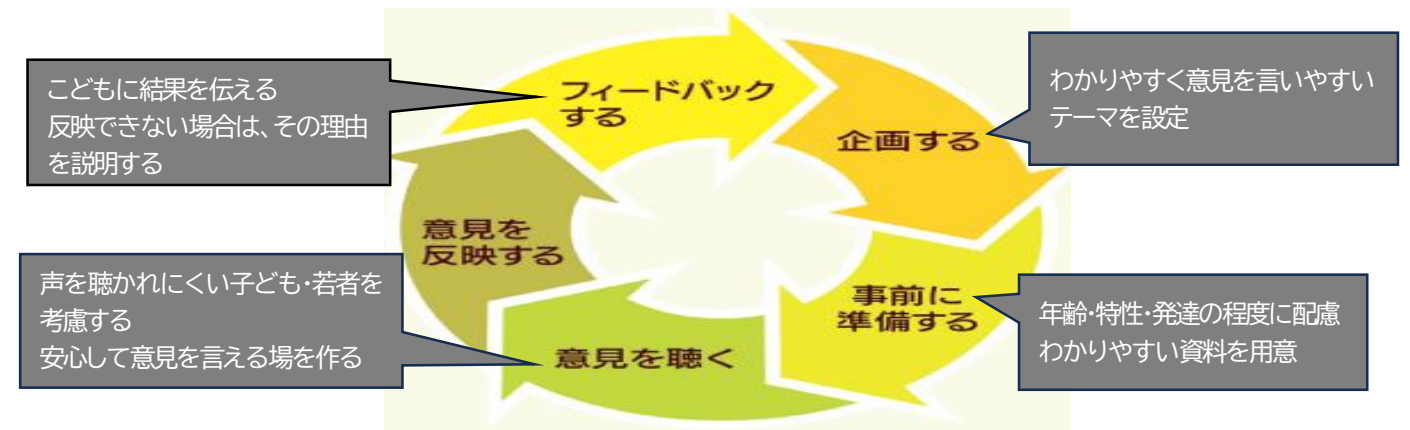
① 市民との協働によるこどもの権利啓発 市民講師による出前講座、こどもの権利フォーラムの開催

- ・こどもの権利について「知っている」から「行動している」につなげます。

② こどもの意見表明・反映の仕組みづくり 豊田こども・若者★いけんばらす、こどもの意見反映ガイドライン

- ・市はこども施策の策定にあたり、こども等の意見反映の措置をとる義務があります。
- ・こども・若者の状況やニーズを的確に踏まえることで、実効性のある施策を進めます。
- ・こども・若者にとって、意見が十分聴かれ社会に影響を与える経験は、自己肯定感や社会の一員としての主体性の向上につながります。

【こどもの意見表明・反映プロセス】



③ 地域資源を活用したこどもの支援体制の充実

- ・虐待やいじめ、不登校など、権利が侵害されている子どもに対して、公的な支援・相談機関だけでなく、市民団体やボランティア等の地域資源を把握します。
- ・包括的に連携するネットワークをつくることで、困難を抱える子どもや子育て家庭を適切な支援先につなぎ、ヤングケアラーや貧困など、こどもの権利侵害に迅速に対応できるようにします。

「こども・若者計画」は、こども基本法やこども大綱に基づき、「こどもまんなか社会」の実現を目指しています。

こども施策の基本的な方針は、こどもの意見を聴いて、その声をまんなかに置いて、対話しながらともに社会をつくることです。

皆様方は、日頃の活動の中で、こどもをよく観察し、発達の状況に応じて、こどもの思い・考え・意見を聴いておられると思います。学校の校則やルールなど、こどもに影響を及ぼすことについては、こどもの意見形成を支えるとともに、出された意見を尊重し、正當に考慮する必要があります。こどもにとって一番よいことは何かを一緒に考え、結論に至る考え方を説明し、対話する過程を大切にすることができるよう、ともに努めていきたいと思っています。

「こことよ」は学校の教職員のみなさんからの相談にも応じています

「子どもの尊厳が傷つけられているかも？」
「これって子どもの権利侵害じゃないの？」
学校の先生は、子どもからの相談にいちばん接する機会が多いことと思います。判断に迷うような場合や、おひとりでは対応することが難しいような場合も少なくないのではないのでしょうか。そのような場合には、子どもの権利擁護機関をぜひご活用ください。

